

省エネ法改正概要と 省エネ関連支援制度

令和6年5月

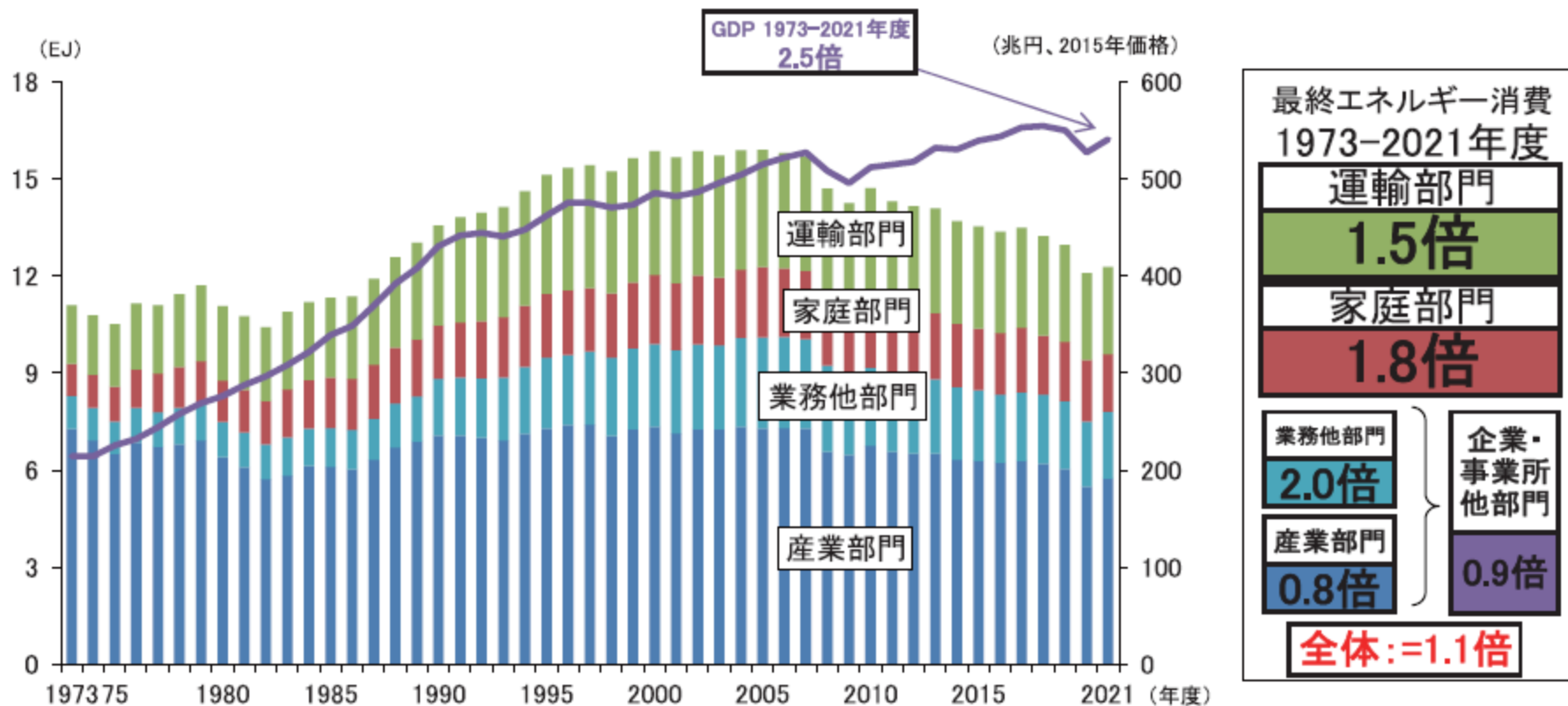
経済産業省 関東経済産業局

省エネルギー対策課

- 1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向**
2. 改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について
3. 省エネ関連支援制度について

我が国の最終エネルギー消費の推移

- オイルショック以降、実質GDPは2.5倍。最終エネルギー消費は1.1倍。



(注1) J (ジュール) = エネルギーの大きさを示す単位。1EJ (エクサジュール) = $10^{18}J = 0.0258 \times 10^9$ 原油換算kl。

(注2) 「総合エネルギー統計」は、1990年度以降の数値について算出方法が変更されている。

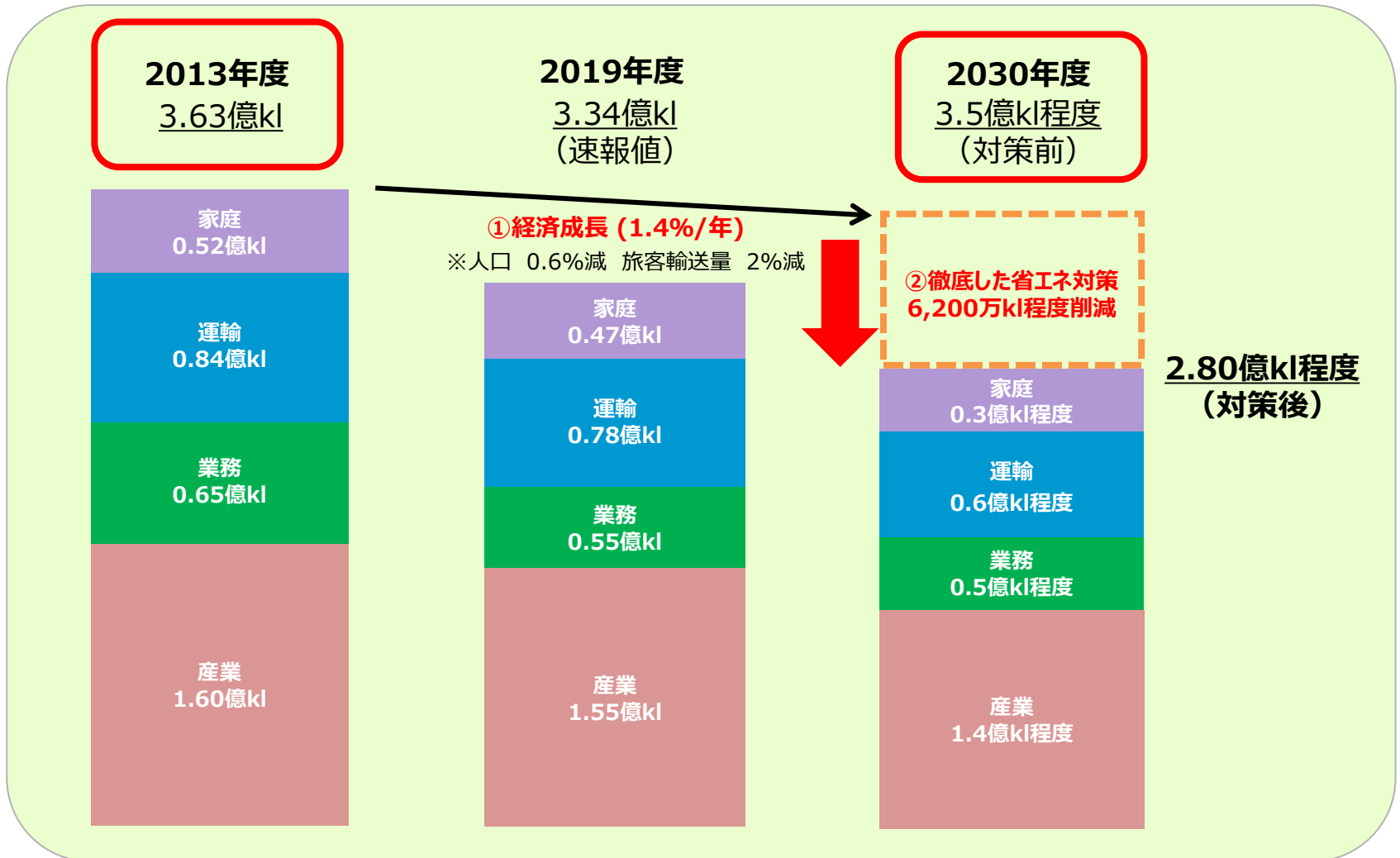
(注3) 産業部門は農林水産鉱建設業と製造業の合計。

(注4) 1979年度以前のGDPは日本エネルギー経済研究所推計。

【出典】資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」、内閣府「国民経済計算」、日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」を基に作成

第6次エネルギー基本計画における省エネ目標

- 第6次エネルギー基本計画では、1.4%の経済成長等を前提として想定した2030年度の最終エネルギー需要に対し、徹底した省エネ対策を実施することで、そこから原油換算で6,200万kl程度の削減を見込んでいる。これはオイルショック後のエネルギー消費効率の改善を上回るペースに相当する。



GX推進に向けたこれまでの政府の動き

2022年

7/27 第1回GX実行会議

⇒ 岸田総理「今後数年間危惧されている電力・ガスの安定供給に向け、再エネ・蓄電池・省エネの最大限導入のための制度的支援策や、原発の再稼働とその先の展開策など具体的な方策について、政治の決断が求められる項目を明確に示してもらいたい」

8/24 第2回GX実行会議

⇒ 再稼働、運転期間延長、次世代革新炉の開発・建設、バックエンドプロセスの加速化などの論点を提示。岸田総理「あらゆる方策について、年末に具体的な結論を出せるよう、与党や専門家の意見も踏まえ、検討を加速」

10/26 第3回GX実行会議

⇒ 岸田総理「専門家との集中的検討を踏まえ、次回GX会議において、「成長志向型カーボンプライシング」の具体的な制度案を提示してもらいたい」

11/29 第4回GX実行会議

⇒ 岸田総理「脱炭素目標に向けた政策対応について、専門家による検討を経て、政治の決断が必要となる踏み込んだ提案をしてほしい」、「次回会議で取りまとめるGX10年ロードマップでは、分野別の支援・制度一体型の投資促進策を明確に示し、民間企業の投資意欲を最大限高めることを重視」

12/22 第5回GX実行会議

⇒ 西村GX実行推進担当大臣より、「GX実現に向けた基本方針」（案）を提示し、取りまとめを行う
⇒ 総理より、同基本方針の具体化に向け、GX実現のための法案を次期通常国会に提出すべく、幅広く意見を聞くプロセスを進め、GX担当大臣の下、関係省庁が連携し、準備を進めるよう、指示あり。

2023年

2/10 GX実現に向けた基本方針 閣議決定

GX推進法案 閣議決定・国会提出 ⇒ 5/12 成立

2/28 GX脱炭素電源法案 閣議決定・国会提出 ⇒ 5/31 成立

関係省庁の
審議会におけ
る議論



基本政策分科会
クリーンエネルギー
戦略合同会合 等

「GX実現に向けた基本方針」(2023年2月10日閣議決定)

2023年6月28日総合資源エネルギー調査会基本政策分科会事務局資料より抜粋

(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

① 徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金の創設
- 省エネ効果の高い断熱窓への改修等、住宅省エネ化への支援強化

② 再エネの主力電源化

- 次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋上風力の社会実装化

③ 原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化
- 規制委員会による厳格な審査を前提に、現行制度と同様に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り運転期間のカウントから除外を認める

④ その他の重要事項

- 水素・アンモニアと既存燃料との価格差に着目した支援
- カーボンリサイクル燃料(メタネーション、SAF、合成燃料等)、蓄電池等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

① GX経済移行債を活用した、今後10年間で20兆円規模の先行投資支援

② 成長志向型カーボンプライシングによるGX投資インセンティブ

③ 新たな金融手法の活用

⇒ 今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現・実行

④ 国際展開戦略

- クリーン市場の形成やイノベーション協力を主導
- 「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC)構想を実現

⑤ 公正な移行などの社会全体のGXの推進

- 成長分野等への労働移動の円滑化支援
- 地域・くらしの脱炭素化を実現

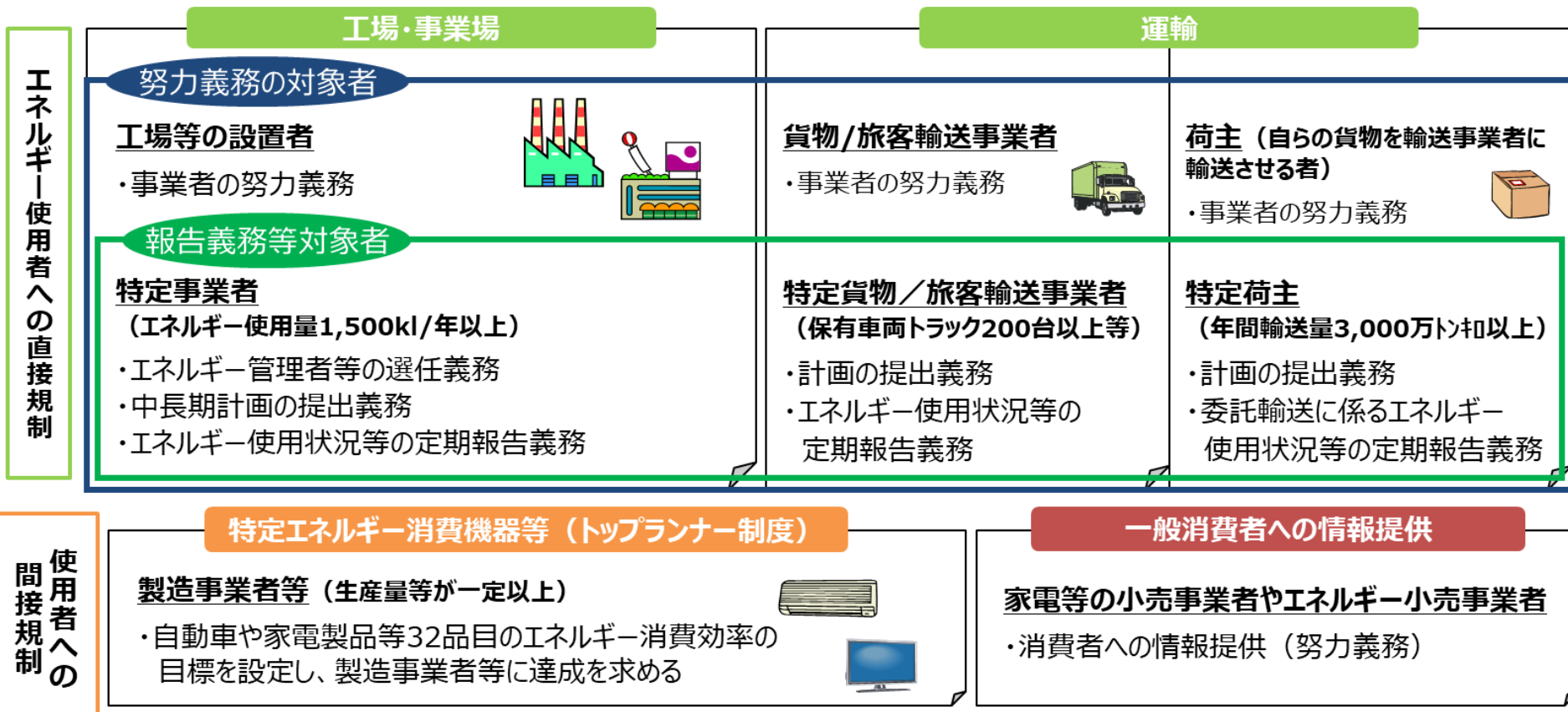
⑥ 中堅・中小企業のGXの推進

- サプライチェーン全体でのGXの取組を推進

1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向
2. **改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について**
3. 省エネ関連支援制度について

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）

- 省エネ法では、工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ・非化石転換に関する取組を実施する際の目安となるべき判断基準及び電気の需要の最適化に関する指針を示し、一定規模以上の事業者にエネルギーの使用状況等の報告を求めている。

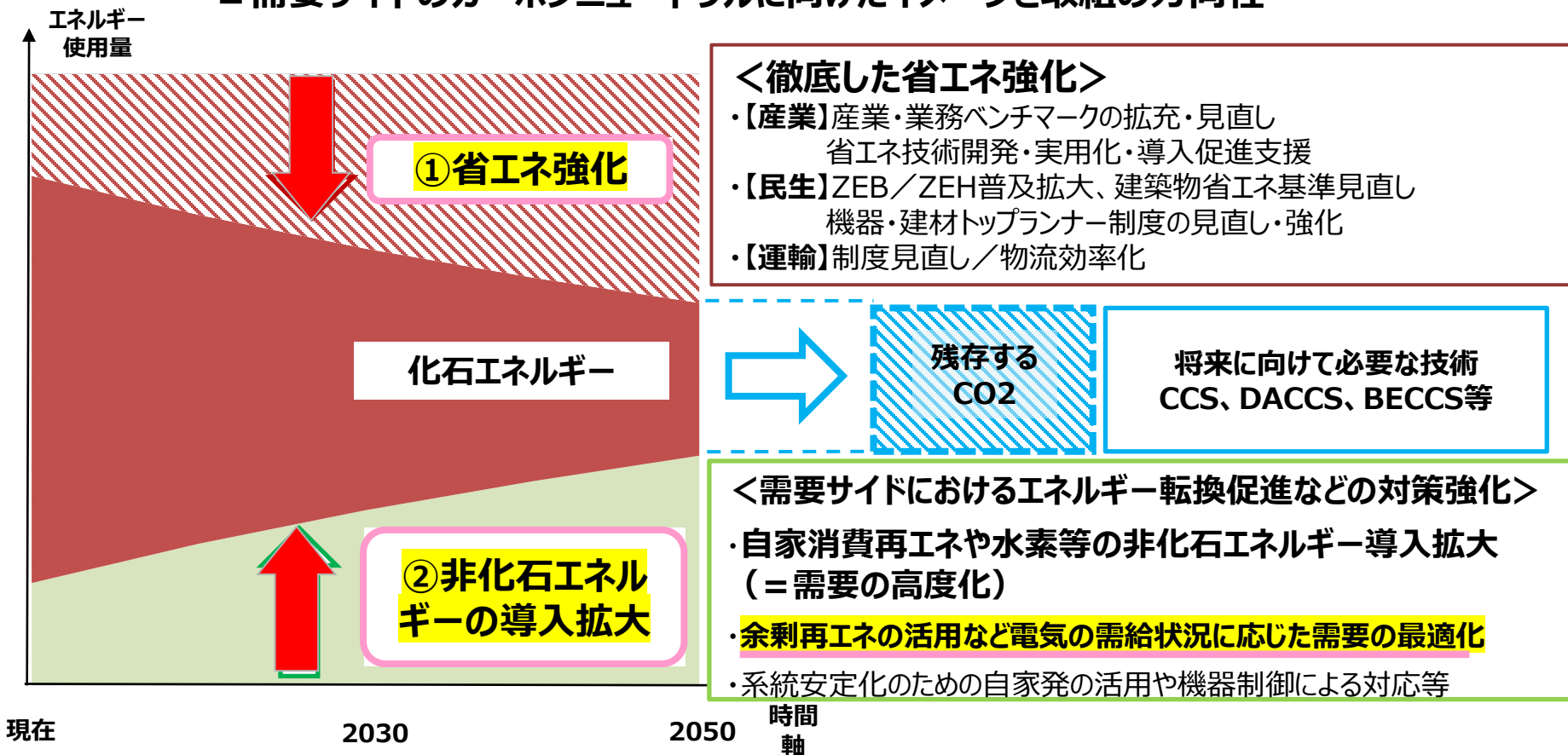


※建築物に関する規定は、平成29年度より建築物省エネ法に移行

省エネ法の改正の背景

- 2050年カーボンニュートラル目標が示されたことを踏まえ、途上である2030年に向けても、徹底した省エネ（①）を進めるとともに、非化石電気や水素等の非化石エネルギーの導入拡大（②）に向けた対策を強化していくことが必要。

■ 需要サイドのカーボンニュートラルに向けたイメージと取組の方向性



改正省エネ法の概要

- 2050年CNに向けて、**①更なる省エネの深掘り**、**②需要サイドでの非化石エネルギーへの転換**、**③太陽光等変動再エネの増加などの供給構造の変化を踏まえた需要の最適化**が重要であることを踏まえ、2022年5月に省エネ法を改正し、以下の措置を講じている。

①エネルギーの使用の合理化の対象範囲の拡大【エネルギーの定義の見直し】

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、**非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化**を求める。
- 電気の一次エネルギー換算係数は、**全国一律の全電源平均係数を基本**とする。

②非化石エネルギーへの転換に関する措置【新設】

- 特定事業者等に対し、**非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画**及び**非化石エネルギー使用状況等の定期的報告**を求める。
- 電気事業者から調達した電気の評価は、**小売電気事業者（メニュー）別の非化石電源比率を反映**する。

③電気の需要の最適化に関する措置【電気需要平準化の見直し】

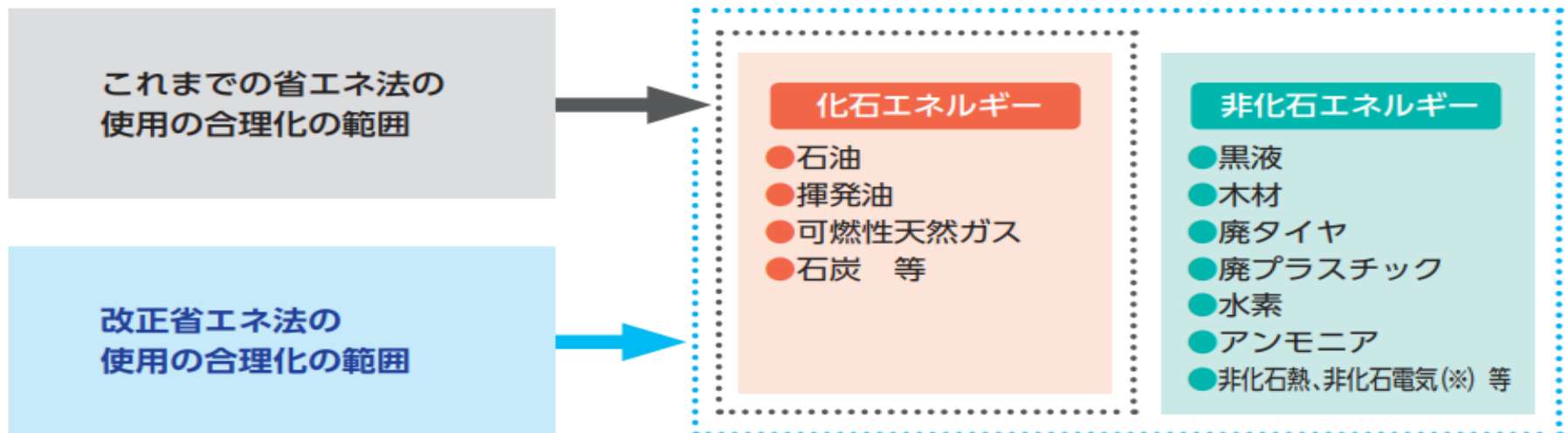
- **再エネ出力抑制時への需要シフト（上げDR）や需給状況が厳しい時間帯の需要減少（下げDR）を促す枠組み**を構築。
- 電気事業者に対し、**電気需要最適化に資する料金体系等の整備に関する計画作成**を求める。
- 電気消費機器（トランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務

改正省エネ法の概要

- 2050年CNに向けて、①更なる省エネの深掘り、②需要サイドでの非化石エネルギーへの転換、③太陽光等変動再エネの増加などの供給構造の変化を踏まえた需要の最適化が重要であることを踏まえ、2022年5月に省エネ法を改正し、以下の措置を講じている。

①エネルギーの使用の合理化の対象範囲の拡大【エネルギーの見直し】

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める。

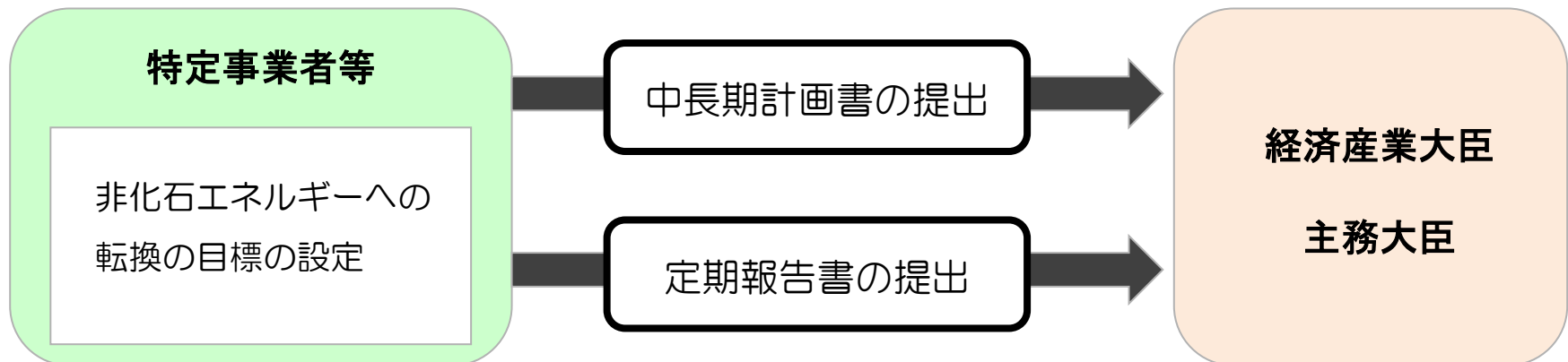


※太陽熱、太陽光発電電気など

すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

② 非化石エネルギーへの転換に関する措置【新設】

- 「非化石エネルギーへの転換」の措置として、（エネルギー使用合理化の定期報告等の義務を付けている）大規模需要家に対し、**非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画（2030年度が目標年）及び定期報告の提出を義務化**。
- 国は、必要に応じて、指導・助言を行う。また、**非化石エネルギーへの転換状況が著しく不十分である場合**、関連する技術の水準の状況等を勘案した上で、**勧告や公表を行う**。
- 非化石エネルギーへの転換を促す**インセンティブ**として、**優良な事業者の評価や、予算措置等による支援について検討**。



非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書等の提出が必要になります。

非化石転換の定量目標① 産業分野（5業種）

- エネルギー消費量の多い5業種※の2030年度の非化石目標の目安について、国で次のとおり設定。

※ 鉄鋼業（高炉、電炉普通鋼、電炉特殊鋼）、化学工業（石油化学、ソーダ工業）、セメント製造業、製紙業（洋紙、板紙）、自動車製造業。

		燃料の 非化石転換	電気の 非化石転換
セメント製造業		焼成工程（キルン等）における 燃料の非化石比率 28%	—
鉄鋼	高炉	粗鋼トンあたり石炭使用量 原単位の削減率 (2013年度比) ▲2%	—
	電炉普通鋼	—	59%*
	電炉特殊鋼	—	
化学	石油化学 ソーダ	【石炭ボイラーを有する場合】 石炭使用量の削減率 (2013年度比) ▲30%	
製紙	洋紙		
	板紙		
自動車製造業		—	

※ 電気の目安が主である業種（自動車製造業・電炉普通鋼・電炉特殊鋼）については、**使用電気全体**に占める非化石電気の割合を59%とする。
電気の目安が主でない業種（化学工業・製紙業）については、**外部調達電気**に占める非化石電気の割合を59%とする。

非化石転換の定量目標② 産業・業務分野全体（各社が非化石電気率等を設定）

- 5業種以外でも、定期報告対象の各事業者は「非化石エネルギーへの転換の目標」を設定。

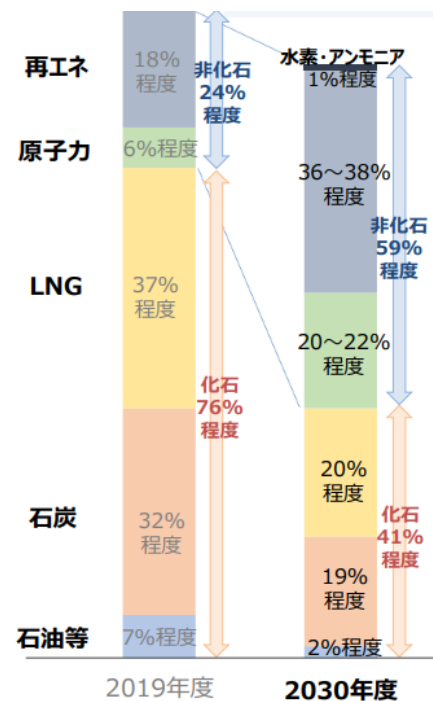
※ 今後、5業種以外についても「目安」の設定を検討。

- 各事業者が記入する非化石転換の目標設定・定期報告のフォーマットにおいて、「電気の非化石割合」を必須の指標とし、それに加えて、任意の「非化石転換の指標」（※）を設定・報告。

※ セメント製造業のように業種別の目安（キルン等の非化石率）がある場合は、その指標を採用。

（参考）第6次エネルギー基本計画の電源ミックス（右図）の考え方

新たな2030年度におけるエネルギー需給の見通しは、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したことを踏まえ、46%削減に向け徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における様々な課題の克服を野心的に想定した場合に、どのようなエネルギー需給の見通しとなるかを示すもの。



③ 電気の需要の最適化に関する措置【電気需要平準化の見直し】

大規模需要家による上げ・下げDRを促進する観点から、定期報告制度に次の評価・インセンティブを用意。

1. **DR実績**の評価： 定期報告において、DRの実施回数やDR実施量（kWh）を記入させ、優良事業者の公表や補助金での優遇等をインセンティブとする。
2. 省エネ**原単位**での評価： 省エネ原単位（例：粗鋼 1 トンあたりのエネルギー使用量）の評価の際に、（再エネ出力抑制時のエネルギー量の係数（メガジュール/kWh）を低くし、需給逼迫時は逆に係数を高く設定することにより）DRに取り組むインセンティブとする。

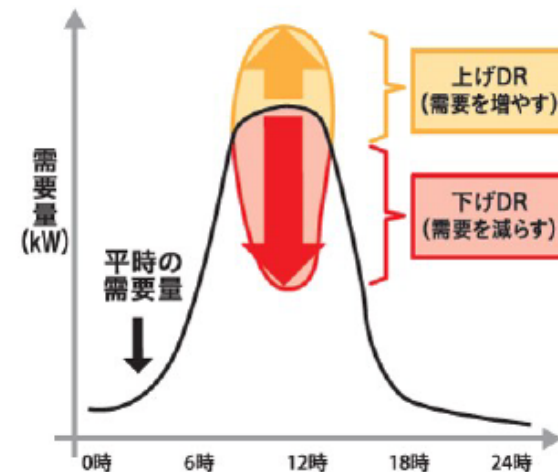
(参考) 上げ・下げDRの考え方

上げ DR

DR 発動により電気の需要量を増やします。
例えば、再生可能エネルギーの過剰出力分を需要機器を稼働して消費したり、蓄電池を充電することにより吸収したりします。

下げ DR

DR 発動により電気の需要量を減らします。
例えば、電気のピーク需要のタイミングで需要機器の出力を落とし、需要と供給のバランスを取ります。



定期報告情報の任意開示化

- これまで省エネ法では、クラス分け評価制度におけるSクラス事業者の公表や業種別のエネルギー使用量や原単位変化等に関する集計値データの公表を行ってきた。
- 現在、個社の取組内容は開示していないが、今後は開示に同意した事業者について、一定の情報を経済産業省ホームページ等で開示予定。
- 開示に同意した企業は、補助金申請の際に加点等を行うこととする。

任意開示制度の主な開示項目

- 事業者の基本情報
- エネルギーの使用の合理化に関する情報
 - ・ 直近5年度のエネルギー消費原単位
 - ・ ベンチマーク指標の状況
- 非化石エネルギーへの転換に関する情報
 - ・ 電気の非化石転換に関する目標・報告
 - ・ 目安設定業種における非化石転換に関する目標・報告
- 電気の需要の最適化に関する情報
- 温対法関連情報
- その他（業界の特色、取組概要、関連リンク等）

任意開示制度の個社シートのイメージ

〇〇株式会社 (〇〇 Corporation)

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	■■■	■■■■■■■■■■
細分類 (主たる事業)	■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■
エネルギー管理統括番号	【仮称】 【番号】	

エネルギー削減率	0000	OJ	00000	%
前年度エネルギー削減率		OJ	0000	%
化石エネルギー削減率*	-	OJ	-	%
温室効果ガス削減率 達成率	00000	L-CO ₂		

【エネルギーの活用と削減】

主たる事業における エネルギー消費原単位 (2023年度)	0.00	原単位区分 【標準消費量(トン)】			
主たる事業 の効率性	00	%			
事業全体の エネルギー消費原単位 対前年度比	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	000	000	000	000	000
事業全体の 5年度間平均原単位変化(%)	00.0				

【温室効果ガス排出量の削減に向けた取組と削減率等の取組】

種類*	合計量*	
Jクレジット	000000	L-CO ₂
		L-CO ₂
		L-CO ₂

【電気の使用と削減】

主たる事業における 電気消費原単位対前年度原単位 対前年度比*	-	原単位区分 【 - 】			
DR実施日数*	-				
事業全体の 電気消費原単位対前年度 対前年度比*	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
	-	-	-	-	-
5年度間平均原単位変化*	-				

【化石エネルギーへの転換】

電気の化石化比率	事業全体で使用する電気				
目標(2030年度)	00%				
前5年度間の実績値	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
	-	-	-	-	-
目安設定実績	■■■■		■■■■■■■■■■		
目安(2030年度)	【仮称】■■■■■に向けた取組による、2030年度における■■■■■の削減を目的とする。 【目安となる水準】00%以上				
目標(2030年度)	00%				
前5年度間の実績値	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
	-	-	-	-	-
目安設定実績	-				
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
前5年度間の実績値	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
	-	-	-	-	-

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	■	■■■■■■■■■■
目標すべき水準	000	%/以下
ベンチマーク指標の状況	■■■■	
ベンチマーク区分	■	■■■■■■■■■■
目標すべき水準	000	MJ/以下
ベンチマーク指標の状況	■■■■	
ベンチマーク区分	-	-
目標すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目標すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	

【取組の概要①: 主要の取組等を表した取組について(定量的取組)】

該当取組なし

【取組の概要②: 主要の取組等を表した取組について(定性的取組)】

1. エネルギーの活用と削減に関する取組 ●●(最大230字程度) ※185×178ピクセル
2. 化石エネルギーへの転換に関する取組 ●●(最大230字程度) ※185×178ピクセル

参考情報 (Reference information)

※個社シートを閲覧するにあたっては必ず事前に最新の「任意開示制度の手引き」をご一読ください
(https://www.cnecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/000/000/)

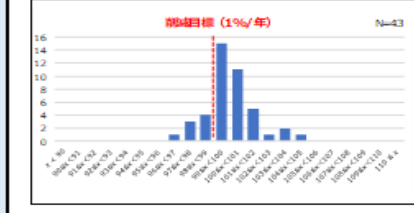
【主要の取組】

●●取組

<参考: 定額報告書データに基づく主要指標の集計状況>

222: 削減・削減比率	2023年度報告書(2023年度実績)	2022年度報告書(2022年度実績)	2021年度報告書(2021年度実績)
エネルギー削減率	00000	00000	000000
化石エネルギー削減率	00	00000	000000
温室効果ガス削減率 達成率	L-CO ₂	00000	000000
DR実施日数	00		

<5年度間平均原単位変化: 2020年度報告書(2020年度実績)>



将来
スペース

【取組の概要③: カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する企業独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

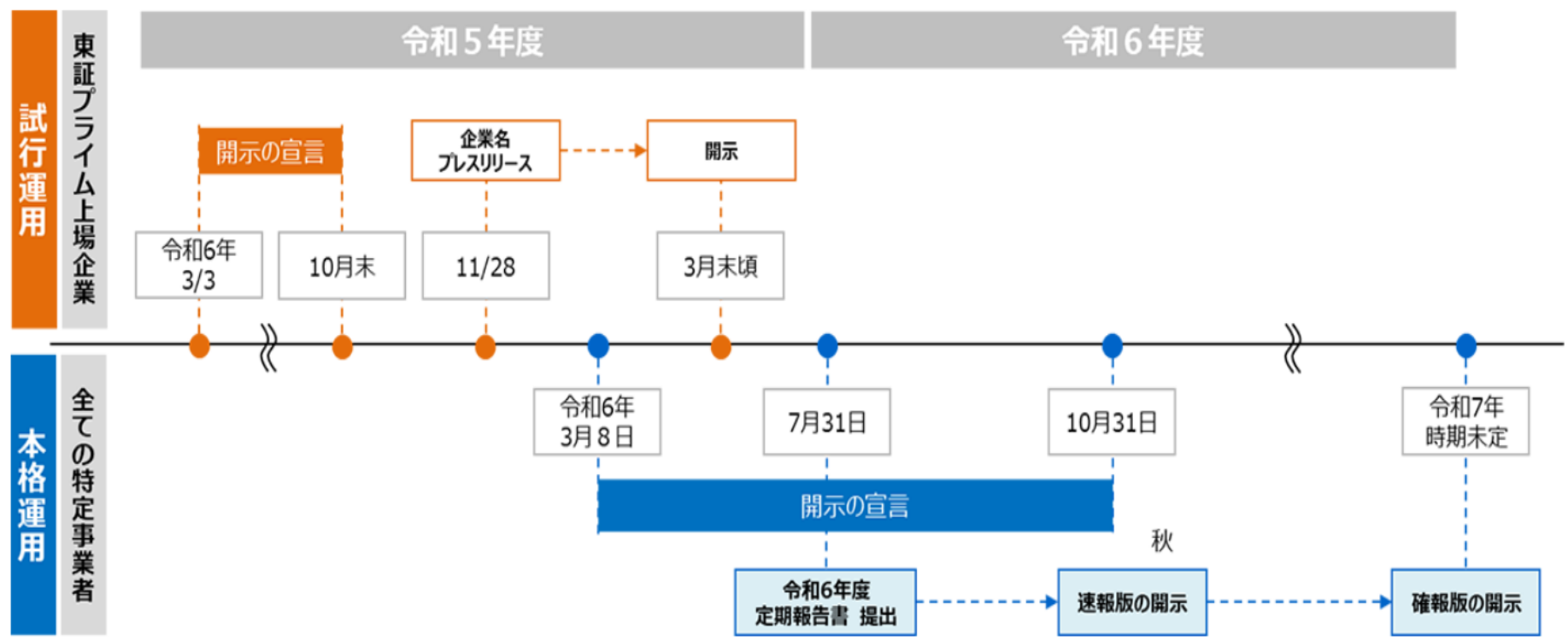
●●(最大1,780字程度) ※1258×1792ピクセル

2. 削減リンク	タイトル	最大20文字	●●●●●	URL
	タイトル	最大20文字	●●●●●	URL
	タイトル	最大20文字	●●●●●	URL

開示スケジュール

- 令和6年度報告（令和5年度実績）分の本格運用に先立ち、令和5年度報告（令和4年度実績）分から試行運用を行う。
- 試行運用においては、本格運用に向けた集計等作業の確認も兼ねて、主に東証プライム上場企業に対象を限定して行う。

【開示スケジュール】



1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向
2. 改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について
- 3. 省エネ関連支援制度について**

エネルギーコスト上昇に対する省エネ支援パッケージ（経済対策）

1. 省エネ設備への更新支援

- 工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援する「**省エネ補助金**」について、**全類型において複数年の投資計画に切れ目なく対応する仕組みを適用**し、今後の支援の予算規模について、**今後3年間で7,000億円規模へと拡充**。また、**脱炭素につながる電化・燃料転換を促進する類型を新設**し、中小企業のカーボンニュートラルも一気に促進。【2,325億円（国庫債務負担行為の総額）】
- 高効率の空調や照明、断熱材等の導入を一体で進めることで、**既存の業務用建築物（オフィス、教育施設、商業施設、病院等）を効率的に省エネ改修する支援策（環境省事業）を新設**。【339億円（国庫債務負担行為の総額）】

2. 省エネ診断

- **省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」**を、中小企業が安価で受けられるよう支援。【21億円】

3. 経産省・国交省・環境省の3省連携による、住宅省エネ化支援【4,215億円※新築を含む】

- ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の**高効率給湯器の導入支援**について、**昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種等の支援額を上乗せ**。また、寒冷地の高額な電気代の要因となっている**蓄熱暖房機等を一新する措置を新設**し、一体として進めていく。【580億円】
- さらに、設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい**賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ）導入の支援策を新設**。【185億円】
- これらの措置を、**環境省の省エネ効果の高い断熱窓への改修支援【1,350億円】、国交省の住宅省エネ化支援【新築含め2,100億円】**と合わせて、**3省連携でのワンストップ対応で実施**。

※「重点支援地方交付金」を追加し、全国各地の自治体によるエアコン・冷蔵庫等の省エネ家電買い換え支援や賃貸集合住宅向けの断熱窓への改修支援を促進。

- 工場・事業所設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、**カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要**。
- そのため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、**一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）【新設】**、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの類型で企業の投資を後押し。

〔事業概要〕

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

※旧A B類型

工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。

食品製造業A社（中小企業、海水を原料とした塩を製造）

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



新設

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃料転型

化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。

【キュポラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単位型

※旧C類型

予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



【参考】省エネ補助金の類型

事業区分	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
<p>(Ⅰ) 工場・事業場型</p> <p>※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業）</p> <p>生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助</p>	<p>①省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量+非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上</p> <p>先進要件 ①省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量+非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上</p>	<p>設備費 ・ 設計費 ・ 工事費</p>	<p>中小企業等</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>（先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、2 / 3 以内）</p> <p>大企業・その他</p> <p>1 / 3 以内</p> <p>（先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、1 / 2 以内）</p>	<p>【上限】15億円/年度 （非化石転換は20億円/年度）</p> <p>【下限】100万円/年度</p> <p>※複数年度事業の上限額は20億円（非化石転換は30億円） ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）</p>
<p>(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型</p> <p>※R5補正で新設</p> <p>主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助</p>	<p>電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 （ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）</p> <p>対象設備は（Ⅲ）設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ</p>	<p>設備費 （電化の場合は付帯設備も対象）</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>【上限】3億円 （電化の場合5億円）</p> <p>【下限】30万円</p>
<p>(Ⅲ) 設備単位型</p> <p>※従来のC類型（指定設備導入事業）</p> <p>より中小企業を使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助</p>	<p>予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。</p>	<p>設備費</p>	<p>1 / 3 以内</p>	<p>【上限】1億円</p> <p>【下限】30万円</p>

上記に加え、「(Ⅳ) エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➔ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **2,025億円** ※令和5年度補正予算額910億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

本事業は、機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入などにより工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組や、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援
- (2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- (3) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善による省エネ取組を支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内）
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）
- (2) 補助率：1/2以内
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- (3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネルギー投資促進支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **300億円** ※令和5年度補正予算額250億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

本事業は、産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の産業部門・業務部門における省エネ設備投資を中心とする省エネ見通しの達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援
- (2) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：1/3以内、上限額：1億円
- (2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

- 省エネ補助金を活用し設備を更新することで、エネルギーコストの抑制を実現する中小企業等も出現。

温泉業 A社



- レストランや脱衣室等の空調管理に、**高効率空調**を導入
- 貯湯槽の加熱とポンプや電灯等への給電に**高効率コージェネレーション**を導入

ガス代約25%削減
電気代約40%削減

繊維業 B社



- 蛍光灯を**LED照明**に更新
- 石油ストーブ等を**高効率電気式パッケージエアコン**に更新
- **変圧器をトップランナー機器**に更新

エネルギー使用量を56.7%削減

部品メーカー C社

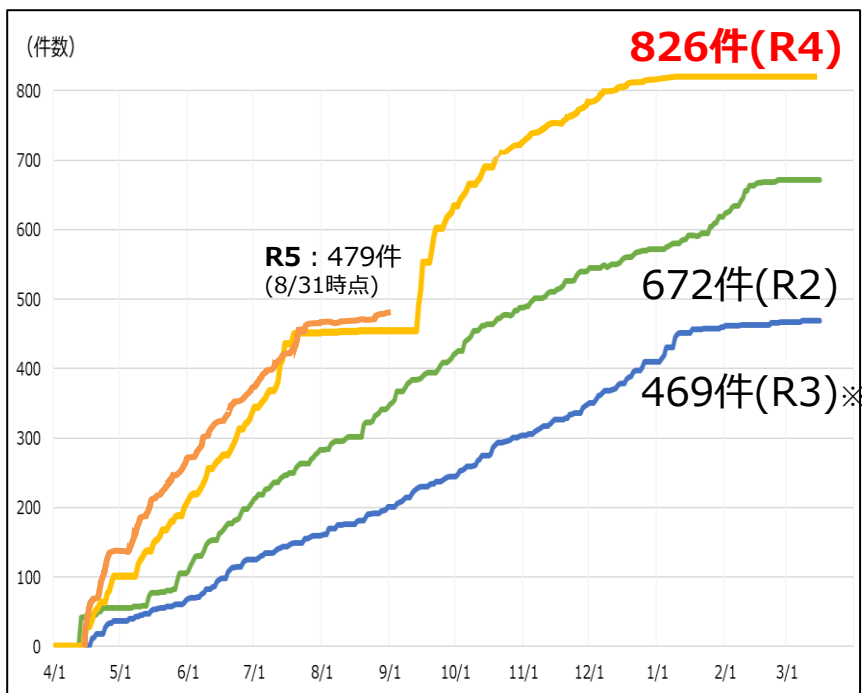


- ガス炉投入金属の溶解に**低炭素工業炉**を利用
- 金型棟、鑄造棟、加工棟、出荷棟に**高効率照明**を導入

エネルギー使用量を54.6%削減

- エネルギーコスト上昇等を背景として、中小企業の省エネへの取組の意欲が向上し、令和4年度は省エネ診断事業への申込件数が急増。（例年の約3倍のスピード）
- こうしたニーズに対応するため、診断を実施する専門員の不足等への対策を行いつつ、総合経済対策を踏まえ省エネ診断を拡充。

直近3年間の省エネ診断申込件数の推移



※診断申込件数は、省エネセンターが補助事業（エネルギー利用最適化診断事業等及び情報提供事業）で実施した件数

※R3年度から省エネ診断の有料化や新型コロナウイルス感染拡大による影響により、R3年度はR2年度よりも診断件数が減少。

拡充措置

省エネ診断を実施する実施団体や企業を増加し、省エネ診断を実施する専門員の不足を補う。

省エネ診断実施団体・企業の例

- ・エネマネ事業者
- ・電力会社
- ・照明メーカー
- ・空調メーカー
- ・ESCO事業者
- ・電気保安関連事業者
- ・ボイラメーカー
- 等

※9/5時点で全83者が登録

※令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業において実施。

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和5年度補正予算額 **21億円**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」への補助を行うことで、エネルギーコスト上昇の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しすることを目的とする。

事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。

また、省エネ診断・アドバイスを行える専門人材の拡大に向け、事務局において、各執行団体の専門人材の育成等の実施を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

中小企業等が低コストで省エネ診断を活用し、省エネの専門家からの設備投資や運用改善に関する提案を受けることにより、中小企業等における省エネの取組を後押しし、本事業による効果も含めて、最終的に令和12年度の省エネ効果239万kIに寄与することを目指す。

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和6年度予算額 **9.9億円** (8.0億円)

事業の内容

事業目的

中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断やエネルギー利用最適化に係る相談窓口である地域プラットフォームの構築など、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進するための支援を行う。

事業概要

(1) エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業 (補助金)
中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、AI・IoT等を活用した運用改善や再エネ導入等提案に係る経費の一部を国が支援する。また、診断事例の横展開、関連セミナーへの講師派遣も実施する。

(2) 地域エネルギー利用最適化取組支援事業 (補助金)
省エネのみならず再エネ導入等も含むエネルギー利用最適化に向け、中小企業等が相談可能なプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る相談窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。

(3) 専門人材拡大に向けた調査分析事業 (委託費)
中小企業向けに省エネ診断・アドバイスを行う専門人材を拡大する上での課題や方策について分析を行うための委託調査を実施する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

(1) エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業



(2) 地域エネルギー利用最適化取組支援事業



(3) 専門人材拡大に向けた調査分析事業



成果目標

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万klを目指す。

支援策（省エネルギー） ～令和5年度補正予算／省エネ支援パッケージ～

2. 省エネ診断

【予算額：31億円※R6当初案9.9億円を含む】

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化**（来年度は**今年度比倍増**の案件数を見込む）
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ補助金の加点措置**を行っており、**診断から設備支援まで、一体とした支援**を実施。

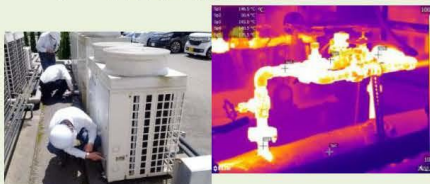
①事前アンケート・面談

- 診断員が、工場のエネルギー管理者等と面談。
- 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、ウォークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



②ウォークスルー

- 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認。
- 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



③アフターフォロー

- ウォークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを実施。
* 4割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施できている。
- 後日、診断員が、工場のできる省エネの余地をまとめた資料を作成し、中小企業に提案・説明を実施。

■ 省エネ診断を実施している民間団体の例

（一財）省エネルギーセンター、（一社）カーボンマネジメントイニシアチブ、（一社）省エネプラットフォーム協会、東京電力エナジーパートナー(株)、北陸電力(株)、西部瓦斯(株)、静岡ガス・エンジニアリング(株)、ダイキン工業(株)、パナソニック(株)、三浦工業(株)等（令和5年度実績）

省エネ補助金の加点措置

支援策（省エネルギー） ～令和5年度補正予算／省エネ支援パッケージ～

省エネクイック診断

まるっとプラン:登録診断機関が実施可能な設備単位プランの対象設備区分のうち、原則3設備を対象としたプランです。

※**原則3設備**を対象とします。4設備以上を対象としたい場合は、各登録診断機関とご相談の上、決定してください。

設備単位プラン:エアコンや照明機器等、設備単位で診断するプランです。

(税込)

省エネ診断コース			
料金プラン	まるっとプラン (3設備の診断)	設備単位プラン	
		1設備	2設備
料金	16,500円	5,500円	11,000円
内容	3設備の診断をします。 (4設備以上は要相談)	1設備のみ 診断をします。	2設備組み合わせて 診断をします。
診断 対象設備			
	空調設備	照明設備	ボイラ・ 給湯器
	コンプレッ サ	受変電設 備	デマンド
	冷凍冷蔵 設備	生産設備	給排水・ 排水処理
			工業炉

(出典) 省エネクイック診断事務局ホームページ <https://shoeneshindan.jp/guide/about/>

支援策（省エネルギー）

令和6年度の受付は4月18日（木）から開始

省エネ最適化診断

- ✓ 省エネセンターでは省エネ診断と再エネ提案を組合せ、エネルギー利用を最適化する新しい診断サービスとして「**省エネ最適化診断**」を実施。

▶ 省エネ最適化診断とは

「コスト削減」と「脱炭素化」の同時達成

世界的な脱炭素化の流れの中、中小企業等の中小規模事業者にとっても脱炭素化は避けて通れない喫緊の課題となっています。

「省エネ」は最も脱炭素化に有効な手段ですが、省エネ最適化診断は、更に一步推し進め、「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速する新しいサービスです。

省エネ最適化診断の特徴

3つの
ステップで
ご支援

省エネ診断
+
再エネ提案

改善提案の
ご説明

フォローアップ

● 省エネの徹底
● 再エネの導入
● IoT/AIの活用

<4つのメリット>

- ① 費用のかからない省エネ改善
- ② 脱炭素化へ向けた各種アドバイス
- ③ 省エネの第一歩はムダの見える化から
- ④ 国の省エネ設備補助金等の利用にプラス

診断対象事業者

- ▶ 中小企業者（中小企業基本法に定める中小企業者）
- ▶ 年間エネルギー使用量（原油換算値）が、原則として100kL以上1,500kL未満の工場・ビル等

診断メニュー・料金

診断メニュー	年間エネルギー使用量目安（原油換算値）	料金（税込）
▶ A診断：専門家1人診断	300kL未満	10,670円
▶ B診断：専門家2人診断（説明会は1人）	300kL～1,500kL未満	16,940円
▶ 大規模診断：事前打合せ+専門家2人診断	1,500kL以上	23,760円

（出典）省エネ・節電ポータルサイト <https://www.shindan-net.jp/service/shindan/>

支援策（省エネルギー）

参考：令和5年度の支援内容

省エネお助け隊

✓ 「地域プラットフォーム構築事業」で採択された地域密着型の省エネ支援団体（省エネお助け隊）による省エネ診断、省エネ支援を実施し、全国にエネルギー利用に関する相談体制を整備。

「省エネお助け隊」は経済産業省の補助事業である
令和5年度 地域プラットフォーム構築事業で活動しています。



による省エネ診断のご案内

省エネ診断では、事業所のエネルギー使用状況を把握し、省エネできる項目の洗い出し、改善項目についてご提案いたします。

情報収集
現場調査

エネルギー使用量や
運用状況の分析

エネルギーコスト
削減提案

補助金・税制情報の
ご案内

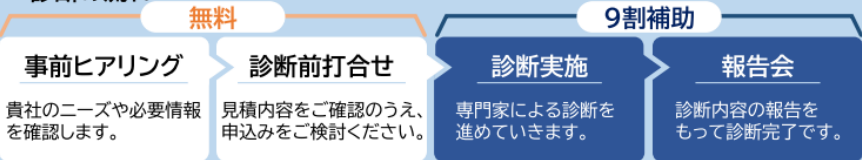
<診断を受けられる事業者> ※以下のいずれかに該当すること

- ✓ 中小企業基本法に定める中小企業者
 - ✓ 会社法上の会社に該当しないもの※で、年間エネルギー使用量1,500kl未満の事業所（100kl未満の小規模事業者も対象）
- ※ 会社法上の会社に該当しないものとは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいう。
※ 複数事業所を有する法人は、複数事業所の診断を受けることも可能。

診断プラン	料金(税込)	プラン選択について
1名診断	10,120円	<ul style="list-style-type: none"> • 1名診断から実施可能です。 • 延床面積等、規模が大きい場合については2名診断、3名診断も選択可能です。
2名診断	15,400円	
3名診断	22,880円	

※ 詳しくは省エネお助け隊にお尋ねください。

<診断の流れ>



「省エネお助け隊」は経済産業省の補助事業である
令和5年度 地域プラットフォーム構築事業で活動しています。



による省エネ支援のご案内

省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に省エネ取り組みと一緒に進めていくためのサポートをいたします。

計測による
エネルギーロスの把握

運用コスト低減に繋がる
設備のチューニング

設備更新の
仕様検討・効果検証

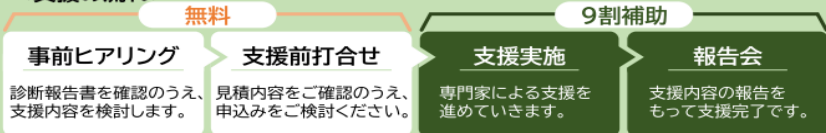
金融機関への
融資のサポート

<支援を受けられる事業者> ※以下のいずれかに該当すること

- ✓ 中小企業基本法に定める中小企業者
 - ✓ 会社法上の会社に該当しないもの※で、年間エネルギー使用量1,500kl未満の事業所（100kl未満の小規模事業者も対象）
- ※ 会社法上の会社に該当しないものとは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいう。
※ 原則、事業所全体の省エネ診断を実施済みであること。 ※ 複数事業所を有する法人は、複数事業所の支援を受けることも可能。

支援プラン	料金(税込)	支援対象設備(例)
① 工場プラン（製造業300kl以上）	25,520円	空調(5~10台)、コンプレッサ(3台)、生産設備(1台)
② 工場プラン（製造業300kl未満）	18,480円	空調(5~10台)、コンプレッサ(1~2台)、照明(10~20台)
③ ビル・店舗プラン（製造業以外）	13,200円	空調(3~5台)、照明(5~10台)、EMS活用支援
④ 個別カスタムプラン	総額の1割	専門家が貴社の設備に合わせた専用プランをご提案

<支援の流れ>



静岡県相談窓口

- 一般社団法人中東遠タスクフォースセンター
- 一般社団法人静岡県環境資源協会

令和5年度 省エネお助け隊一覧（関東経済産業局管内）



	支援地域	事業者名	電話番号
1	栃木県	株式会社那須環境技術センター	0287-63-0233
2	群馬県、埼玉県	一般社団法人ぐんまカーボンニュートラル推進会	027-388-1193
3	茨城県、埼玉県	特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉	048-749-1217
4	千葉県	特定非営利活動法人NPOテクノサポート	0436-24-7734
5	千葉県	一般社団法人銀座環境会議	050-3595-1833
6	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	一般社団法人カーボンマネジメントイニシアティブ	03-6912-4471 050-5531-9175
7	東京都	一般社団法人環境未来推進協議会	03-6261-9810
8	神奈川県	小田原箱根商工会議所	465-23-1811
9	新潟県	一般社団法人環境省エネ推進研究所	025-263-0100
10	長野県・静岡県	一般社団法人静岡県環境資源協会	054-252-9023
11	静岡県	一般社団法人中東遠タスクフォースセンター	0537-23-4675

参考：省エネお助け隊ポータル

- 省エネお助け隊等の相談窓口や支援事例をまとめたホームページを公開。
- 省エネに関する有益な情報発信をはじめ、中小企業の省エネ取組を総体的に支援。



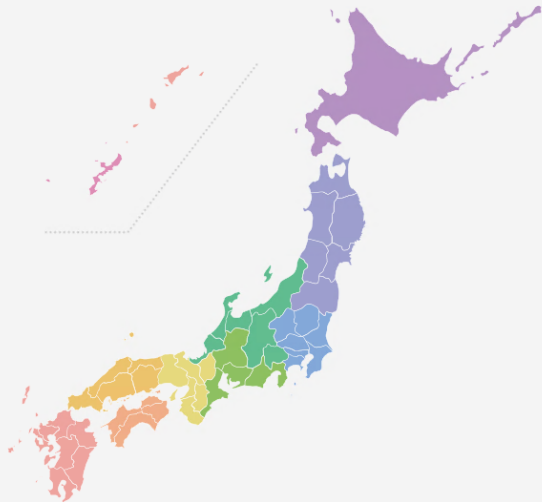
省エネお助け隊とは ケーススタディ 相談窓口一覧 新着情報 よくある質問 サイトマップ

省エネお助け隊相談窓口一覧

全国の省エネお助け隊の窓口一覧を都道府県別に検索することができます。
都道府県を選択するか、日本地図上のエリアを選択してください。そのエリアに紐付いた相談窓口一覧が表示されます。

地域から省エネお助け隊を探す

- 全国
- 北海道
- 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島
- 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川
- 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野
- 岐阜 静岡 愛知 三重
- 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
- 鳥取 島根 岡山 広島 山口
- 徳島 香川 愛媛 高知
- 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島
- 沖縄



※出典：省エネお助け隊ポータル (<https://www.shoene-portal.jp/>)

埼玉県

相談窓口	お問い合わせ
特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉	048-749-1217 10:00~12:00、13:00~17:00 (土曜、日曜、祝日を除く)
一般社団法人カーボンマネジメントイニシアティブ	03-6912-4471 9:00~12:00、13:00~17:00 (土曜、日曜、祝日を除く)
自治体を非表示にする	
埼玉県 環境部 温暖化対策課	048-830-3021 (平日 8:30~17:15)
金融機関を表示する	

ケーススタディ

省エネについて知見を持った“達人”のお話や、実際に取り組まれた省エネの事例、知って得する省エネ情報などを紹介します。

すべて 講演情報 省エネ事例 省エネまめ知識

事例 2019.03.25

卸売業、小売業 空調 福祉施設

地域特性を理解している省エネお助け隊だからこそ的確な支援で、それまでの努力を活かした省エネ取組が進んだ

くわしくみる

事例 2019.03.25

製造業 情報 計測 設備更新

経営課題が省エネにつながり、結果副次的な効果も！

くわしくみる

事例 2019.03.25

製造業 空調 コンプレッサ・エア配管・エア補給 現状把握 運用改善

生産工程まで踏み込んだ提案が成果をもたらし、さらには自主的な取組も進むように

くわしくみる

(参考) 事務所ビルの省エネ診断事例

※地下3階地上10階建、延床面積約2.1万㎡の事例

●エネルギー使用量の変化

	原油換算 (kl/年)
改善前	925
改善後	738

16,581千円/年の削減効果

省エネ率20%

●エネルギー使用状況の変化

	電力 (千kWh/年)	地域熱供給 (GJ/年)
改善前	2,596	7,320
改善後	2,294	4,233

●提案事項

運用改善

外気導入量の適正化

電気給湯機の設定温度変更

お金のかからない運用改善だけでも
15,106千円/年の削減効果

設備投資

駐車場換気ファンの運用方法変更

機械室換気の適正化

トイレ照明に人感センサ設置

太陽光発電設備導入 (自家消費)

井水冷熱を利用して導入外気を冷却

トイレ手洗器蛇口の自動水栓化

省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費

令和6年度予算額 **13億円（13億円）**

事業の内容

事業目的

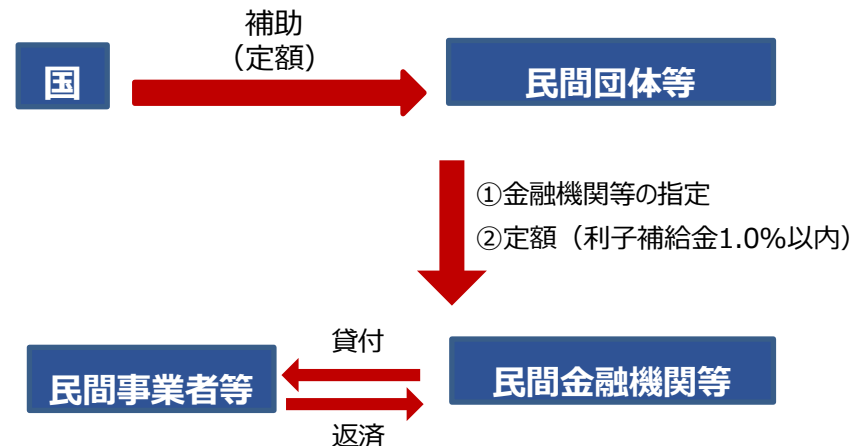
省エネルギーに資する機器等導入事業への投資に対する融資を、利子補給となる補助金を交付することにより低利にすることで、各部門における省エネルギー投資を促進し、2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおいて見込む省エネ量の実現に寄与することを目的とする。

事業概要

省エネ設備の新規導入や、省エネ取組のモデルケースとなり得る事業等に対して支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を促進する。

具体的には、新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、指定金融機関（民間金融機関等）から融資を受ける事業者に対して利子補給を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

支援策（省エネルギー）

参考：令和5年度の支援内容
新規融資の公募は
5月下旬頃開始予定

省エネルギー設備投資に係る利子補給金

✓ 省エネ設備の新設・増設等の省エネ取組の融資利息の一部を補給する制度。

STEP1 CNについて知る → STEP2 排出量等の把握 → STEP3 排出量等の削減

融資・税制等 大企業 中堅企業 中小規模 省エネ 設備

省エネルギー設備投資に係る利子補給金

【省エネルギー設備投資に係る利子補助助成事業費補助金】

省エネ設備の新設・増設等の省エネ取組の融資利息の一部を補給

省エネ設備の新設・増設を行いたい データ活用による省エネ事業を行いたい 金融機関からの融資利息に補助が欲しい

指定金融機関が行う以下事業への融資を対象に利息の一部を補給します。
(ア)エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。
(イ)省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。
(ウ)データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

取組イメージ

- ①新築の建物へ省エネ設備（空調、ヒートポンプ給湯器、LED照明、昇降機等）を複数導入するための購入資金として融資を行う
- ②既設の工場へ新製品ののために製造ラインを導入するための資金として融資を行う
- ③EMSの導入に係る資金に対して融資を行う

詳細 一般社団法人 環境共創イニシアチブ <https://sii.or.jp/rishihokyu04/> 17

対象要件

- 指定金融機関が行う以下の事業への融資が対象。
 - (ア) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。
 - (イ) 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。
 - (ウ) データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

※導入する省エネルギー設備は、以下を全て満たすこと。
・兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
・中古品でないこと。
・その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。
※省エネ法改正に伴い、非化石燃料を使用する設備も申請対象。

利子補給率

- ・貸付利率1.1%以上→**1.0%**
- ・貸付利率1.1%未満→貸付利率から**▲0.1%**

利子補給期間

- ・最大10年間

利子補給金支払

- ・年2回

支援策（設備投資）

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

STEP1 CNについて知る → STEP2 排出量等の把握 → STEP3 排出量等の削減

融資・税制等 大企業 中堅企業 中小規模 省エネ 生産性向上 排出削減 設備

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

脱炭素化に資する設備導入に係る税制措置

工場や店舗等の設備更新にかかる負担を削減したい

省エネ投資でランニングコストを削減したい

CO2排出を削減して取引先にアピールしたい

(1) 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、(2) 生産工程等の脱炭素化×付加価値向上を両立する設備を導入した場合、税額控除又は特別償却の適用を受けることができます。なお、業種に関わらず利用が可能です。

取組事例

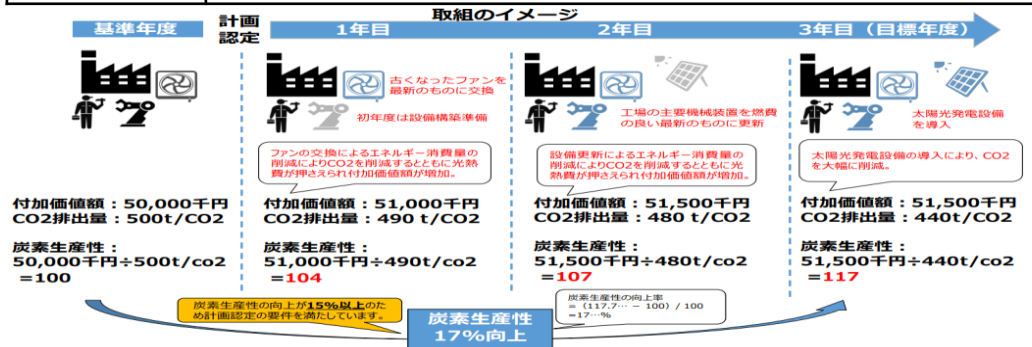
①冷凍・冷蔵ケース
②照明設備

の更新をすることで、エネルギー消費量を削減し、それに伴いCO2排出量を削減することで、炭素生産性を10.9%向上させる。

①工場及び事務所の屋上への太陽光パネルの増設
②工場の機械室内への蓄電池の設置
③製造工程の見直しにより格段にエネルギー効率に優れた機械装置の導入を行い、炭素生産性を25.1%向上させる。

詳細 エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）の申請方法・審査のポイント https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cnpoint.pdf

【制度概要】	
支援対象	生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入
措置内容	最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%） 又は50%の特別償却
適用期限	2026年3月31日までに認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで
対象設備	炭素生産性を設備の導入前後で 1%以上 向上させる効果を持つ「機械装置」、「器具備品」、「建物附属設備」、「構築物」、「車両（国土交通大臣が定める鉄道車両に限る）」 ただし、広く一般に流通するLED等の照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）は税制措置の対象外



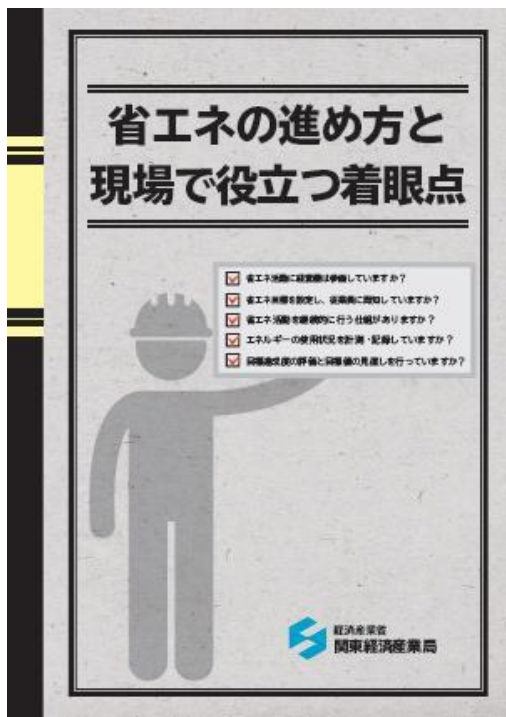
炭素生産性 =
$$\frac{\text{付加価値額（営業利益 + 人件費 + 減価償却費）}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

事業者全体又は事業所単位で、10%※以上向上することを目指す計画を作成（※企業規模・税制措置の内容に応じ、炭素生産性の目標数値が異なります）

(出典) 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cnpoint.pdf

(参考) 省エネの進め方と現場で役立つ着眼点

- 関東経済産業局では、中小企業が省エネを進めるためのポイントをまとめた「省エネの進め方と現場で役立つ着眼点」と本パンフレットの内容を紹介した動画を作成



10 省エネ促進のための支援施策

●先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 令和3年度経済産業省予算案額 325億円

8 主な省エネ対策

●設備毎の具体的な省エネ取組事例について解説します。またその省エネ効果をコスト削減額に換算することで、設備担当者のみならず経営層にも省エネの効果を説明しやすことができます。

7 省エネチェックリスト

●ビル等の業務用施設や工場等の事業所における重要な省エネの視点です。チェック項目として整理しましたのでご利用ください。

■ビル等・工場共通

	分類	チェック項目	実施 チェック
省エネ推進体制	経営層の参画	省エネ活動に経営層は参画していますか	<input type="checkbox"/>
	目標設定	省エネ目標を設定し、従業員に周知していますか	<input type="checkbox"/>
	組織整備	省エネ活動を継続的に行う仕組みがありますか	<input type="checkbox"/>
	計測・記録・分析	エネルギーの使用状況を計測・記録していますか	<input type="checkbox"/>
	継続的改善	省エネ目標の達成度の評価と目標値の見直しを行っていますか	<input type="checkbox"/>
空調設備	設定温度の適正化	冷房において冷やしすぎ、暖房において温めすぎはありませんか	<input type="checkbox"/>
	高効率機器への更新	インバータを搭載した空調機を導入していますか	<input type="checkbox"/>
	ポンプ・ファンのインバータ化	ポンプにインバータを設置して、バルブではなくモータの回転数で流量を調整していますか ファンにインバータを設置して、ダンパではなくモータの回転数で風量を調整していますか	<input type="checkbox"/>
	室外機フィンの清掃	室外機フィンの定期的な清掃をしていますか	<input type="checkbox"/>
	不要時の停止	不要な時間帯に空調設備を運転していませんか	<input type="checkbox"/>
	外気導入量の削減	換気をしすぎいませんか	<input type="checkbox"/>
	冷温水・冷却水温度の適正化	セントラル空調の熱源機について 冷房時：中間期において冷水温度が低すぎませんか、冷却水温度が高すぎませんか 暖房時：温水温度が高すぎませんか	<input type="checkbox"/>

省エネの進め方と現場で役立つ着眼点：https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sho_energy/ene_koho.html

説明動画：<https://www.youtube.com/watch?v=BAYOouu-Kvg&list=PLCRmz7bR5W3IY4Ri5x28dV1SBQFJAufJo&index=22>

(参考) エネルギー・温暖化対策に関する支援制度について

- 関東経済産業局では、地域企業によるカーボンニュートラルの取組をサポートしていくためのガイダンス資料「事業環境の変化と取組の方向性」(Ver4.1 令和5年12月公開)をとりまとめました。

経済産業省 関東経済産業局

問合せ・相談窓口 | サイトマップ | 文字サイズ変更

報道発表 | 申請・届出 | 公募情報 | 施策の案内 | イベント | 統計 | 関東経済産業局について

管内の経済動向

詳しくはこちら ▶

注目ワード

- 下請取引適正化・価格転嫁対策
- 産業人材・雇用対策 (地域の人事部)
- カーボンニュートラル** | エネルギー
- Go-tech事業 (旧サボイン事業)
- 経営革新等支援機関 | 社会課題・SDGs
- 経営力向上計画 | 災害関連情報

サポートします!! 地域経済
— 広域関東圏から日本を元気に —

重要なお知らせ

- 【注意】「日本非破壊検査協会」を名乗る組織に御注意ください
- 【注意】「全国非破壊検査協会連合会」を名乗る組織に御注意ください

どのように取り組むか

- カーボンニュートラルを実現する技術の選択肢・道筋は1つではありません。また、中長期的な視点で取り組むことも重要です。

カーボンニュートラル対応フローチャート(一例) ※フローチャートは活用イメージです。また、管内は活用できる実施策の例です。詳細は各事業の内容をご覧ください。



各種支援策をまとめています!

- 国及び広域関東地域の地方自治体のエネルギー・温暖化対策に関する支援策をまとめています。詳細はURLまたはQRコードからご覧ください。

URL: https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ene_koho/ondanka/index.html#shian

チラシに関するご質問はこちら | 具体的なご相談はこちら

経済産業省 関東経済産業局

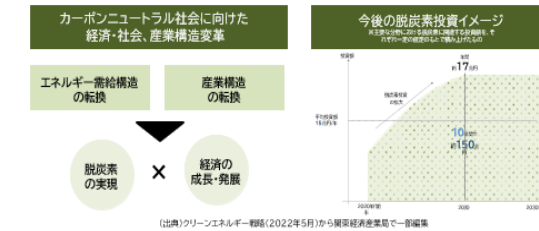
お問い合わせ: 経済産業省 関東経済産業局
カーボンニュートラル推進チーム
Mail: bzl-CN.kanto@meti.go.jp
URL: https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ene_koho/ondanka/kanto.cn.html
〒330-9715
埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館

カーボンニュートラル時代の企業経営 - 事業環境の変化と求められる対応 -

最近よく耳にするようになった「カーボンニュートラル」や「脱炭素」。どのような影響があるのか、何をすべきなのかを解説します!

なぜカーボンニュートラルを目指すのか

- 近年、地球温暖化の進行により、甚大な被害をもたらす異常気象が増えています。
- この気候変動問題を解決すべく、世界共通の目標として、「カーボンニュートラル」を目指す動きが加速しています。
- 日本においても、2030年度に温室効果ガス排出量を46%削減し、2050年カーボンニュートラルを実現するという野心的な目標に向かって取組が始まっています。

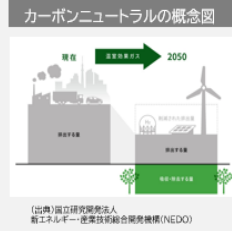


コラム1 温室効果ガスとは?

- 温室効果ガス(Greenhouse Gas, GHG)は、二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などを指します。
- 日本の場合、温室効果ガスの8割以上がエネルギー起源CO₂(燃料の燃焼、供給された電気・熱の使用に伴って排出されるCO₂)のため、エネルギー分野の取組が重要です。

コラム2 カーボンニュートラルとは?

- カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量から植林等による吸収量を差し引いた合計をゼロにすることです。



(参考) 中小企業等のカーボンニュートラル支援策

- 経済産業省では、中小企業等のカーボンニュートラル支援策をとりまとめてホームページに公開。

経済産業省
環境省
Ministry of the Environment

中小企業等の
**カーボン
ニュートラル**
支援策
2023年4月

カーボンニュートラル対策フローチャート
※フローチャートは活用イメージですので詳細は本資料の各事業に関するページ及びHP等をご確認ください。

CN対策のステップ		対応策	ページ	種別	
1 CNについて知る	何から始めたらいいかどこに相談に行けばいいかわからない	カーボンニュートラル相談窓口	P6	専門家サポート	
		ハンドブックや事例集等	P7	その他	
		省エネお助け隊	P8	専門家サポート	
		省エネ最適化診断	P9	専門家サポート	
2 排出量等を把握する	省エネについて相談したい	省エネお助け隊	P8	専門家サポート	
		省エネ最適化診断	P9	専門家サポート	
		省エネルギー診断	P10	専門家サポート	
	CO ₂ 排出量等を把握したい	IT導入補助金	P11	補助金	
		排出量算定ツール	P12	その他	
	CO ₂ 削減計画を策定したい	SHIFT事業	P13	補助金	
3 排出量等を削減する	既存設備でCNに取り組みたい	省エネお助け隊	P8	専門家サポート	
		省エネ最適化診断	P9	専門家サポート	
		省エネルギー診断	P10	専門家サポート	
	設備の入替や新設・増設をしたい	CO ₂ 削減計画を策定して設備更新をしたい	SHIFT事業	P13	補助金
		生産性を高める設備の導入や製品の試作開発等をしたい	ものづくり補助金	P14	補助金
		省エネ性能の高い設備に更新したい	省エネ補助金	P15	補助金
		EV等を導入したい	CEV補助金	P16	補助金
		設備の新設増設の際に利子補給を受けたい	省エネ設備投資に係る利子補給金	P17	融資・利付
		再エネ設備建設・省エネ設備入替・新設・増設の際に利子補給を受けたい	地域脱炭素融資促進利子補給事業	P18	融資・利付
		初期投資を抑えて省エネ機器を導入したい	ESGリス促進事業	P19	補助金
		税制優遇を受けたい	CN投資促進税制	P20	融資・利付
		省エネや排出量削減で収益を得たい	J-クレジット	P21	その他
		再エネ電気を使いたい	太陽光発電導入補助金	P22	補助金
			自家消費型太陽光発電・蓄電池導入補助金	P23	補助金
業態転換したい	設備やソフトウェア等を導入したい	事業再構築補助金	P24	補助金	
	専門家等に相談したい ※自動車部品製造関連	自動車部品サプライヤー支援事業	P25	専門家サポート	
カーボンニュートラルに取り組むために融資を受けたい		環境・エネルギー対策資金 (GX関連)	P26	融資・利付	

(出典) 経済産業省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/pamphlet/pamphlet2022fy01.pdf

関東経済産業局では、省エネや節電活動に役立つ情報、エネルギーに関連する情報を週1回メルマガ配信しています。この「エネマガ」を是非ともご活用ください。

関東経済産業局 メルマガ

検索

本資料に関するお問い合わせ

**経済産業省 関東経済産業局
資源エネルギー環境部
省エネルギー対策課**

TEL : 048-600-0362

☆ 関東経済産業局では、地域における省エネ活動を応援します！！

関東経済産業局ホームページ

<https://www.kanto.meti.go.jp/>